

令和8年度 小・中学校児童生徒の義務教育就学援助金のお知らせ

経済的理由で、公立小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学するのに必要な費用の一部を援助します。
就学援助金に関するお知らせについては各家庭の状況に関わらず、泉大津市の学校に通う全ての児童生徒へお渡ししております。

1 就学援助金の受給要件・申請時の必要物について… 裏面記載の本市ホームページ(5月7日午後1時より公開)の二次元コードまたはURLにアクセスし、ホームページ内の「就学援助金の受給要件」または「申請書(振込依頼書)兼支給台帳の裏面」をご覧ください。

2 申請受付期間・場所 (1)(2)のいずれかの申請方法にて必要書類をご確認の上、申請ください。(重複申請にご注意ください)

(1) ウェブ上での受付… 5月11日(月)午前9時～5月29日(金)午後11時59分
裏面記載の本市ホームページ(5月7日午後1時より公開)の二次元コードまたはURLにアクセスし、ホームページ内の「就学援助金申請フォーム」にてご申請ください。また、申請書類で不備等がありましたら、ご来庁いただく場合があります。

(2) 窓口受付… 5月25日(月)～5月29日(金)(土・日を除く)(午前9時～午後7時) 指導課(市役所3階)
申請書については、裏面記載の本市ホームページ(5月7日午後1時より公開)の二次元コードまたはURLから印刷してご使用ください。
申請書の印刷が難しい場合は、窓口にてお渡しいたしますので、お申し付けください。

※期間内の申請が難しい場合、5月中に事前の予約を電話にて連絡いただいた世帯に限り、6月30日(火)まで窓口受付いたします(平日 午前9時～午後5時)。
※受付期間を過ぎても受け付けいたします(途中転入を含む。)が、認定は毎月15日までの申請については申請月から、16日以降の申請については申請月の翌月から(土日・祝日の場合は日付が前倒しになります。)となり、支給額は認定月からの月割額となります。

※この制度については毎年度の申請が必要です。

3 支給の決定と支給方法

<申請から支給までの流れ(予定)>

前期				後期		注意点
申請	審査	認定	支給	再審査	支給	
5月	7月	8月	9月	12月	3月	審査時期に関わらず、申請時より世帯状況に変更があった場合や認定要件に該当しなくなった場合、支給停止となる場合があります。 変更があった際は、指導課へ申し出ください。

提出された申請書を審査の上、認否を決定し、8月下旬頃に認否通知書と支給通知書を、3月頃に支給通知書を送付します。支給は9月(前期分)と3月(後期分)に指定された銀行口座に振り込みますが、学校納付金等に未納がある場合は、学校長を経由して支給されますのでご了承ください。
就学援助金支給後、「就学援助金の受給要件」に該当しないと判明したときは、就学援助金を返還していただきます。

4 援助の内容…年間支給額(予定)です。

学用品費等	小1 13,230円 小2~6 15,500円 中1 25,040円 中2・3 27,310円
修学旅行費	小6 22,690円以内 中3 60,910円以内
校外活動費(宿泊あり)	小5 3,690円以内 中1 6,210円以内
卒業アルバム代等	小6 11,000円以内 中3 10,000円以内
新入学学用品費	小6 81,000円 (中学校入学前支給希望者) 小1 64,300円 中1 81,000円 (前年度実施の小・中学校入学前支給の未受給者のみ)
オンライン学習通信費	小・中学校 一世帯あたり15,000円 (インターネット環境が整っていない世帯のみとし、別途宣誓書の提出が必要)
給食費	(一食あたりの金額) 中1~3 300円 実施回数分を支給します。(小学校については令和8年度無償化のため、対象外) ※就学援助金受給認定者については、就学援助金から給食費を泉大津市教育委員会(給食担当課)へ支払いますので、保護者の口座には振り込まれません。すでにお支払いいただいた給食費については、給食担当から給食費の口座にお返します。
医療費	学校からの治療指示があった場合の、トラコーマ、結膜炎、むし歯、中耳炎、慢性の蓄膿症(急性は対象外、アレルギー性鼻炎及び鼻炎についても対象外)、アデノイド、寄生虫病、はくせん、かいせん、のうかしん の医療費 ※アレルギー性結膜炎、アレルギー性副鼻腔炎は対象となりません。 ※医療機関を受診する前に、学校に申し出て医療券の交付を受けてください。 大阪府では、経済的理由により適切な医療を受けることができない方々に対し、無料または低額で診療を行う「無料低額診療事業」を行っています。援助の内容対象外の治療費でお困りの方は、大阪府のホームページをご参照ください。

※法律改正、財政状況等により変更される場合があります。

※独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金個人負担金の支給も就学援助金と一緒にを行います。

※修学旅行、校外活動等につきまして、未実施・不参加の場合、支給されません。また、長期欠席等により給食費を徴収されない場合や学級閉鎖等の学校臨時休校に伴い給食費の返金があった場合につきましても、その分の給食費は支給されません。

※新入学学用品費を受給できる方は、令和9年2月末時点で次の①から③までの全ての要件に該当する方です。

- ① 泉大津市内に居住している方 ② 公立中学校または義務教育学校に入学予定児童の保護者の方 ③ 令和8年度就学援助金の受給要件に該当する方

5 問い合わせ先 〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号 泉大津市教育委員会事務局
指導課(☎0725-51-7150):医療券についてのお問い合わせは 教育政策課(☎0725-33-1131 内線2306)

本市ホームページ(5月7日午後1時より公開 ※公開までは、前年度のページが表示されています。)
<https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/kyoikuiinkai/shido/siyuennsvoureisuyugakuenzyo/1298878181130.html>

